

令和4年度 宗像市伴走型創業支援プログラム 支援対象者募集要領

【募集期間】

令和4年6月30日(木)まで

【応募方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、宗像市商工観光課までメールで提出してください。

withcorona@city.munakata.lg.jp

※件名に「宗像市伴走型創業支援プログラム応募申請書」と表記してください。

【申請書】

宗像市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.munakata.lg.jp/w045/20220420112012.html>

【伴走支援期間】

支援認定日～令和5年3月31日(金)



【問合せ・申込窓口】

宗像市商工観光課商工係

Tel : 0940-36-0037

E-mail : withcorona@city.munakata.lg.jp

1. 目的

宗像市では、ポストコロナ社会における地域経済の活性化を目的に、創業してスタートダッシュをきるための事業計画の策定やコロナ禍での環境変化にあたり大きく舵を切らねばならない事業者が抱える課題に対して、経験豊富な支援人材が伴走支援を行い、事業者の成長・発展を支援します。

市が抱える課題の解決や地域経済の活性化に繋がる革新的なビジネスプランを有する起業家を募集し、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を実施して、支援対象者を決定します。

支援対象者として認定された方は、事業計画のアドバイスを受けながら、専門家による伴走支援を受け、創業の準備をすることができます。

2. 概要

(1) 募集事業

- 宗像市の地域課題解決に繋がる事業
- 宗像市の地域経済の活性化に繋がる事業

(2) 伴走支援期間

支援認定日～令和5年3月31日（金）

(3) 募集対象者要件

以下の要件全てを満たす方（法人の場合は法人の代表者が伴走支援対象者となります。）

- ・ 宗像市内に事業所・店舗等を有し、事業を実施予定（実施済）の方
- ・ 次の①または②に該当する方
 - ① 令和5年3月31日までに起業予定の方または令和4年4月1日時点で事業を開始した日以降5年を経過していない中小企業者※1
 - ② 既に起業している場合、令和5年3月31日までに新分野進出や新事業展開に挑戦する中小企業者
- ・ 市税等に滞納がない方※2
- ・ 宗像市暴力団等追放推進条例第2条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員が役員である者または密接な関係を有する者に該当しない方
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者に該当しない方

※1 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する方とします。

※2 法人にあっては、法人の代表者および法人にかかる市税等において滞納がないこと。

(4) 支援対象者の決定

伴走支援対象者の決定は、書面審査（1次）およびプレゼンテーション審査（2次）により2者程度を予定しています。

3. 応募

(1) 募集期間

令和4年6月30日(木)まで

(2) 応募方法

申請書に必要事項を記入のうえ、宗像市商工観光課までメールで提出してください。

withcorona@city.munakata.lg.jp

※件名に「宗像市伴走型創業支援プログラム応募申請書」と表記してください。

(3) 提出書類

- ① 様式1号(応募申請書)
- ② 様式2号(宣誓・同意書)

4. 選定

書面審査による1次審査及びプレゼンテーションによる2次審査により、支援対象者を2者程度選定します。

(1) 審査基準

以下の観点から総合的に審査します。

審査の視点項目	説明
地域性	・地域資源を活用しているか
社会性	・地域への貢献、地域課題の解消につながるか
経済の波及性	・新たな雇用を創出するか ・地域経済の活性化につながるか
実現性	・実現可能な事業か ・事業者としての資質があるか
市場性	・市場ニーズが見込めるか ・一定の収益を確保し、事業の継続が見込めるか
革新性	・新たな視点やノウハウを取り入れているか
起業家精神	・事業実施に対して強い意欲があるか

(2) 選定方法

- ① 一次審査・・・書類審査
- ② 二次審査・・・プレゼンテーション審査

(3) 二次審査通過者への支援

- ① 事業計画のアドバイスを受けながら、専門家による伴走支援を受け、創業の準備をすることができます。
- ② 令和5年3月31日までコワーキングスペースfabbit宗像の会員として、初期費用及び月額利用料金無料でオフィス利用できます。
※共有空間のフリー席利用となります。

5. スケジュール

	内容	期間・日程	提出書類	提出書類の作成注意点等
①	応募書類提出締切日	令和4年6月30日	・応募申請書(様式1号) ・宣誓・同意書(様式2号)	宣誓・同意書は署名または押印のうえ、ご提出ください
②	一次審査	7月上旬頃		
③	・ブラッシュアップ ・二次審査書類提出締切	7月下旬頃	プレゼンテーション資料	・事業計画のブラッシュアップ ・二次審査に向けたプレゼン資料を作成
④	二次審査会(最終)	8月上旬頃		プレゼンテーション発表
⑤	支援対象者決定	8月中旬頃		
⑥	伴走支援	8月中旬～ (令和5年3月まで)		
⑦	最終発表	令和5年 2月中旬頃		成果報告の発表(プレゼンテーション)
⑧	進捗状況の報告	令和6年3月頃		事業実施後における進捗状況の報告

6. 注意事項

- ・ 提出書類は返却致しませんのでご注意ください。
- ・ 応募された内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合、応募者の責任で解決してください。
- ・ 一次審査を通過したビジネスプランについては、「応募者」、「事業名称」、「事業概要」等を公表する場合があります。
- ・ 応募された内容は、公開される可能性があるため、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。公開によって生じたトラブルについて、市は一切の責任を負いません。
- ・ 伴走支援対象者となった方は、支援期間終了後1年間において、年度終了後、事業の進捗状況について報告をして頂きます。
- ・ 応募資格等への違反または、虚偽の事実があった場合には、失格あるいは認定を取り消しとする場合があります。
- ・ ビジネスプランの内容について、法令等に違反するもの、また、法令等に違反していると認められるに足る事実が判明した場合は、応募自体が無効となりますので予めご了承ください。
- ・ 応募の段階で、他のビジネスプランコンテストの受賞や補助制度の採択を受けている場合、同一内容での応募はできません。
- ・ 本事業の二次審査参加者は、福岡県が実施する「福岡よかここ起業支援金」の補助対象者要件の一部に該当します。なお、「福岡よかここ起業支援金」の申請にあたっては別に要件がありますので、詳細については福岡県中小企業振興センターへご確認ください。